第４次富士見市立図書館サービス計画

１．計画策定の背景・目的

本市では平成２３年４月に富士見市第５次基本構想、平成３０年４月には第２次富士見市教育振興基本計画を策定しています。

また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成２４年１２月１９日　文部科学省告示第１７２号）では、各自治体で図書館サービス計画を策定することの必要性に言及しています。

これらの計画等を受け、富士見市立図書館では少子高齢化・高度情報化の進展といった社会状況や時代の変化へ対応した幅広いサービスの提供、地域の情報や生涯学習の拠点としての役割を果たすことを目指し、そのための基本的な図書館サービスのあり方を示すため「第４次富士見市立図書館サービス計画」を策定します。

２．計画の期間

令和２年度から令和５年度までの４年間とします。

３．図書館のあゆみ

本市の図書館は、昭和４１年の南畑公民館内の町立図書館設置から始まり、昭和４４年に町立移動図書館を市民ボランティアの協力を得ながら運行開始することによって、学校や公共施設等市内各所での貸出を行ってきました。その後、図書館は昭和４９年に旧文化会館へ移転、平成元年の鶴瀬西図書館、平成３年の水谷東公民館図書室等サービス拠点も増えていきました。

そして平成６年には市内初の大規模図書館として中央図書館が多くの市民の要望、期待を受けて開館しました。さらに平成１４年にはふじみ野分館が開館し、現在の中央館、２分館、１図書室の体制が整いました。

また、移動図書館は平成１５年に廃止となりましたが、同じ年に公共施設での予約本受取、返却本受付のサービスを開始し、ホームページからの蔵書検索、予約受付が行われるようになりました。

このような流れの中、平成２１年には鶴瀬西分館がＰＦＩ事業により新築再開館し、翌２２年度には中央図書館とふじみ野分館、水谷東公民館図書室が指定管理による運営に移行しました。

４．基本方針

図書館、教育委員会と図書館関係機関等との意思疎通を密にし、一体となった運営を目指します。人材育成の支援や図書館の機能が生かせる体制を構築していきます。

（１）課題解決支援型図書館の整備を進めます。

① 資料の充実

大型絵本のような多くの希望がある資料や基本図書等の購入、ビデオから DVD 資料への計画的な移行、令和３年度からの電子図書の導入等、図書館では時代の変化に合わせた資料の収集を進めてきました。今後も資料の利用状況や利用者アンケートなどの結果をふまえ市民ニーズに基づいた魅力ある資料、図書館としての基本的な資料を選定基準に基づき計画的かつ多様な視点で収集します。また、これらの資料をテーマ展示やホームページ、広報物等により様々な角度から紹介し、図書館が日常利用はもとより、新たな情報発見の場となるよう取り組みます。さらにインターネットによる資料の予約サービス、図書館以外の公共施設で資料の受け取りや返却ができるサービス、図書館に足を運ぶことが困難な方への宅配サービス等、身近な場所で資料の利用ができることを周知していきます。

郷土行政資料は資料館、庁内の各部署、市内を拠点として地域活動を行っている団体・機関との連携を図りながら収集保存を進めるとともに、市民が活用できるよう資料を紹介していきます。中でも本市上南畑出身で、記録文学『農民哀史』や詩集『野良に叫ぶ』等の著者、農民運動の活動家である渋谷定輔氏の資料については、保存・活用、勉強会の実施を継続し、保存状態の整備に配慮しながら本市独自の郷土資料として活用にも努めていきます。

視聴覚資料は一般利用の資料収集のほか、社会教育や学校教育における学習機会の支援のための資料・機材整備を行い、郷土資料関係についても資料整備に努めていきます。また、一般的な資料の利用については市民にわかりやすい貸出基準に基づいて行っていきます。

② レファレンス（相談業務）

各種資料に対する豊富な知識や相談者の意図を的確に理解できる幅広い能力を身に付けるよう努め、日常生活上の疑問、専門的分野に関する調査等、市民の生涯にわたる課題解決と学習を支援していきます。

レファレンスサービスの幅広い世代の活用を進めるため、カウンター、開架フロアでの声掛け、ホームページでのレファレンスサービスの周知を行うとともに、レファレンス会議開催による各館の情報共有、レファレンス事例のデータベース化および公開を継続して行っていきます。また、レファレンスに必要な資料やデータの整備の他、

専門機関を紹介するレフェラルサービスによって所蔵資料以外の対応も行っていきます。

（２）滞在型図書館空間と交流・つながりの創出を進めます。

① 高齢者へのサービス

高齢者向けの資料（大活字本・朗読ＣＤ等）の充実、高齢者施設への貸出、高齢者向け事業としての医療関連の講座の開催等を行っていきます。

また、図書館が最寄りにない方にも公共施設の配送便ルートの有効活用によって資料をお届けできることを周知していきます。

② 障がいがある方へのサービス

点字・録音資料の収集と製作ボランティアの充実、障がいがある方でも読みやすいLLブックの収集、対面朗読、施設環境の整備を行います。視覚に障がいがある子ども向けサービスとして布絵本の製作および製作ボランティア養成を行い、障がいによって来館が困難な方に対しては電子書籍の紹介や自宅への資料宅配を行っていきます。

また、これらのサービスが活用されるよう登録の方法等を周知し、障がいをよく理解した専門の職員の配置も目指します。音訳者養成講座についても初級・中級・上級を実施し、音訳ボランティアのスキルアップを図ります。

③ 多文化サービス

市内在住の外国籍市民の状況を考慮した様々な言語の資料や日本人の外国語の学習に役立つ資料を収集します。また、図書館の利用の仕方を外国籍市民にも分かりやすくホームページや利用案内で紹介し、図書館が日常的に使いやすい場所になるよう努めます。「指さしコミュニケーションシート」のような外国籍市民が利用する際に役立つツールの作成も行います。

その他、外国籍市民を対象としたＮＰＯ団体等との協力および行政各課との連携、外国語のおはなし会等を実施していきます。

④ 講座や行事等の開催

民間のノウハウを生かして文化・芸術に関する講座や行事等を積極的に開催し、図書館の利用促進を図るとともに、市民の自主的、自発的、継続的な学習活動の支援につなげます。また、参加者が学習することの楽しさや大切さを実感できるような内容を計画します。

さらに、事業への参加が人と人のつながり、仲間づくりにつながるよう努め、資料や機器、施設の活用等を通じて市民の交流も支援していきます。

⑤ ボランティア活動の充実

市民にとって「自分たちの図書館」となるようボランティアとの連携を積極的に図っていきます。現在のボランティアのスキルアップ、新たなボランティア活動の創設、ボランティアに参加しやすい環境を作るとともに、活動の場を広げられるようなＰＲや交流の場作りにも努めます。また、ホームページでの情報提供も充実させていきます。

⑥ 関係機関との連携

図書館活動の活発化や情報収集範囲の広範化を進めるため、資料や情報の相互利用等、市の関係機関や県内自治体および図書館との連携を図ります。また、市内で活動している団体との事業の共催や講座の実施によって協力関係を作ります。図書館協議会から市民の声を反映したご意見をいただき、地域の実情を踏まえた図書館運営を進めていきます。

（３）子ども読書活動支援の拡充を進めます。

富士見市子ども読書活動推進計画を基本として子どもの読書を推進していきます。

① 年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進

乳幼児から中学生・高校生、特別な支援を必要とする子どもたちに対してその発達段階を考慮しながら１２か月健診時のブックスタートや小学校新１年生向けのセカンドブック事業、おはなし会、テーマを決めて本を紹介するブックトーク等を実施します。特に１１月の「富士見市子ども読書月間」にはＰＯＰ作品を展示・表彰する富士見市子ども読書コンクールやビブリオバトル大賞の実施等市全体で子どもの読書に関わる様々な取り組みを行います。

また、子ども司書やＹＡサポーター等図書館のことを深く理解し、運営に係わっていくことのできる人材を育成し、より子どもたちにとって親しみのある利用しやすい図書館としていきます。

② 子どもの読書環境の整備・読書推進のための情報提供

子どもの目線に立った図書館の空間づくりや資料の紹介を行い、子どもにとって読書が身近で自然なことになるよう努めます。また、子どもの読書に関わる市民に対して情報提供・啓発を行い、子どもの読書の大切さを多くの人が知ることによって市全体の子どもの読書活動推進の意識を高めます。

③ 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携体制の確立

家庭の保護者に対して子どもの読書の大切さを伝え、理解を深める取り組みを行い、

地域の方達に対しては子どもの読書活動に関するボランティアの人材育成や活動支援を行っていきます。子どもの読書に関して特に関わりの深い学校とは子どもたちがより読書を身近に感じられるような学校図書館の充実に向けての検討、図書館からの授業の関連資料の提供や子ども向け事業の実施協力を進めていきます。また、情報交換を密に行うためのインフラ整備に向けても検討していきます。